

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

加賀市総合サービス株式会社

男女ともに全従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

【目標】

令和7年3月までに、従業員全員の月平均残業時間を、1時間減らすこととする。

【実施時期・取り組み内容】

- 令和4年7月～ 所定外労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。(毎年1回)
- 令和4年7月～ 施設長研修の実施
各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 令和5年4月～ 定時退社への呼びかけを行う。
- 令和6年4月～ ノー残業 Day の策定。